

30201

和歌山県

和歌山市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従って、特定業務施設を新設又は増設した認定事業者 (移転型のみ) 特定業務施設の用に供する減価償却資産の取得価額の合計額が 3,800 万円(中小事業者 1,900 万円)以上	—	課税免除	固定資産税	3年間
生産性向上特別措置法に基づき、市の認定を受けた先端設備等導入計画に従って行う事業であり、当該認定以降に新たに取得した労働生産性の向上に必要な生産・販売活動等の用に直接供される償却資産。 ※設備の種類によって要件が異なります。	—	課税免除	固定資産税	3年間
詳しくはこちら 生産性向上特別措置法に基づく先端設備等導入計画の認定受付 http://www.city.wakayama.wakayama.jp/1016047/sangyoukigyousien/1020680.html				
資本金1億円以下の法人、従業員数1,000人以下の個人事業主のうち、先端設備導入計画の認定を受けた者(大企業の子会社を除く)	—	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
和歌山市企業立地促進条例	H12.4	○製造業(製造業・植物工場) 物流関連業(物流業・卸売業・小売業) 特定サービス業(旅館・ホテル業、データセンターに係る事業) レクリエーション業(遊園地・マリナー業等)	設置奨励金 ・固定資産税・都市計画税相当額の3倍(対象となる土地・建物・償却資産) ※投下固定資産100億円以下の場合(初年度のみ)

	<p>①投下固定資産総額(家屋・償却資産)3,000万円以上</p> <p>②新規雇用者(注1)数3人以上</p> <p>③対象事業所の雇用者純増数3人以上</p> <p>④小売業については、売場面積1,000㎡以上かつ和歌山市指定中心商業エリアに立地すること</p> <p>⑤旅館・ホテル業は、旅館業又はホテル営業の許可を受け、床面積40㎡以上の客室及びロビー(玄関広間)、宴会場等(レストラン可)を設けること。</p> <p>(注1) 新規雇用者…市内在住者または市外事業所から転勤転入した者で雇用保険、健康保険、厚生年金保険加入者、かつ雇用契約に期間の定めのない者</p> <p>(注2) 限度額…業種が旅館・ホテル業であり、1泊1人あたりの宿泊金額が5万円以上の客室が無い場合は奨励金合計額の上限が1億円</p>	<p>(限度額2億円)</p> <p>・固定資産税・都市計画税相当額(対象となる土地・建物・償却資産)</p> <p>※投下固定資産100億円を超え、旅館・ホテル業以外の場合</p> <p>(3年間)</p> <p>(各年度限度額2億円)</p>
		<p>雇用奨励金</p> <p>・新規雇用者1人につき60万円</p> <p>(初年度のみ)</p> <p>(限度額4,000万円)</p>
		<p>環境整備奨励金</p> <p>・新設等に伴い新たに設置した緑地に係る工事費用の50%</p> <p>(初年度のみ)</p> <p>(限度額1,000万円)</p>
		<p>用地取得奨励金</p> <p>・対象建物で最大の階の床面積の2倍相当分までの用地取得費用の10%</p> <p>・移設の場合は旧事業所用地の面積を対象用地面積から控除</p> <p>(初年度のみ)</p> <p>(限度額2億円)</p>
	<p>○情報サービス業</p> <p>インターネット付随サービス業</p> <p>自然科学研究所</p> <p>デザイン業</p> <p>機械設計業</p> <p>コールセンター業</p> <p>① 新規雇用者(注1)数3人以上</p> <p>② 対象事業所の雇用者純増数3人以上</p> <p>③ 会社全体の正社員の人数が21人以上</p> <p>④ 直近決算時の売上が正社員1人あたり1,200万円以上</p> <p>※但し、③及び④の要件を満たさない場合でも、審査会が認めたときに限り、指定対象とする特例措置あり。</p> <p>(注1) 新規雇用者…市内在住者または市外事業</p>	<p>設置奨励金</p> <p>・固定資産税・都市計画税相当額の3倍(対象となる土地・建物・償却資産)</p> <p>※投下固定資産100億円以下の場合</p> <p>(初年度のみ)</p> <p>(限度額2億円)</p> <p>・固定資産税・都市計画税相当額(対象となる土地・建物・償却資産)</p> <p>※投下固定資産100億円を超える場合</p> <p>(3年間)</p> <p>(各年度限度額2億円)</p>
		<p>雇用奨励金</p> <p>・新規雇用者1人につき60万円</p> <p>(初年度のみ)</p> <p>(限度額4,000万円)</p>

		<p>所から転勤転入した者で雇用保険、健康保険、厚生年金保険加入者、かつ雇用契約に期間の定めのない者</p>	<p>環境整備奨励金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新設等に伴い新たに設置した緑地に係る工事費用の50% (初年度のみ) (限度額1,000万円) <p>用地取得奨励金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象建物で最大の階の床面積の2倍相当分までの用地取得費用の10% ・移設の場合は旧事業所用地の面積を対象用地面積から控除 (初年度のみ) (限度額2億円) <p>オフィス奨励金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オフィス賃借費用の50%を36カ月分 ※和歌山市指定中心商業エリア又は市が指定する地域内の立地に限る (3年間) (各年度1,000万円)
<p>詳しくはこちら 和歌山市企業立地促進奨励金制度のご案内</p>			<p>http://www.city.wakayama.wakayama.jp/1016047/sangyoukigyousien/1001189/1003058.html</p>

30202

和歌山県

海南市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
①製造業、旅館業(下宿営業を除く)、に係る特別償却設備等の取得額 500 万円(資本金が 1,000 万円超 5,000 万円以下の法人の場合は 1,000 万円、5,000 万円超の法人の場合は 2,000 万円)以上 ②農林水産物等販売業、情報サービス業等に係る特別償却設備等の取得額 500 万円以上 (①②ともに土地については取得後1年以内に当該建物の建設に着手すること)	—	不均一課税	固定資産税	3年間
県の承認を受けた地域経済牽引事業(主務大臣の確認を受けたものに限る。)業種 建物、土地、構築物の取得額1億円超(農林漁業関連業種は 5,000 万円超) (土地については取得後1年以内に当該建物の建設に着手すること)	—	課税免除	固定資産税	3年間
認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従って、特定業務施設を新設又は増設した認定事業者 特定業務施設の用に供する減価償却資産の取得価額の合計額が 3,800 万円(中小事業者 1,900 万円)以上	—	不均一課税	固定資産税	3年間
製造業、物流関連業、情報通信業、宿泊業、試験研究施設、オフィス施設の用に供される施設。 新設等のための投下固定資産額が 1 億円以上 ※中小企業の場合は 3,000 万円以上	新たな常用雇用者 10 人以上 ※中小企業の場合は 3 人以上	助成	新設等に伴い取得した事業用地、家屋及び事業の用に供する償却資産に対する固定資産税額並びに都市計画税額相当額	3年間
製造業、物流関連業、情報通信業、宿泊業、試験	新たな常用雇用者	助成	(新規地元雇	初年度のみ

<p>研究施設、オフィス施設の用に供される施設。 新設等のための投下固定資産額が1億円以上 ※中小企業の場合は3,000万円以上</p>	<p>10人以上 ※中小企業の場合 は3人以上</p>		<p>用者数＋異 動転入者数) ×60万円 上限4,000万 円</p>	
--	---	--	--	--

30203

和歌山県

橋本市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
【半島振興法】 ①製造業、旅館業に係る特別償却設備等の取得額 500万円(資本金が1,000万円超5,000万円以下の 法人の場合は1,000万円、5,000万円超の法人の 場合は2,000万円)以上 ②農林水産物等販売業、情報サービス業等に係る 特別償却設備等の取得額500万円以上 (①②ともに土地については取得後1年以内に当該 建物の建設に着手すること)	—	不均一課税	固定資産税	3年間
【地域未来投資促進法】 県の承認及び国の確認を受けた地域経済牽引事 業者 建物、土地、構築物の取得額1億円超(農林漁業関 連業種は5,000万円超) (土地については取得後1年以内に当該建物の建 設に着手すること)	—	課税免除	固定資産税	3年間
【地域再生法】 認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に 従って、特定業務施設を新設又は増設した認定事 業者(移転型) 特定業務施設の用に供する減価償却資産の取得 価額の合計額が3,800万円(中小事業者1,900万 円)以上	—	課税免除	固定資産税	3年間
【地域再生法】 認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に 従って、特定業務施設を新設又は増設した認定事 業者(拡充型) 特定業務施設の用に供する減価償却資産の取得 価額の合計額が3,800万円(中小事業者1,900万 円)以上	—	不均一課税	固定資産税	3年間

【生産性向上特別措置法】 資本金1億円以下の法人、従業員数 1,000 人以下 の個人事業主のうち、先端設備導入計画の認定を 受けた者(大企業の子会社を除く)	—	課税免除	固定資産税	3年間
--	---	------	-------	-----

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
橋本市企業立地促進条例	H19.9 制定 H31.3 改正	対象業種:製造業・物流関連業・宿泊業 新設・増設・移設 ○投下・増加固定資産総額 5,000 万円以上 ○新規雇用者(※1) 5人以上	工場等立地奨励金 ○投下・増加固定資産(土地を含む) に対する固定資産税相当額(千円 未満切捨て) (5年間) (限度額 4億円)
		対象業種:製造業・物流関連業・宿泊業 新設・増設・移設 ○投下・増加固定資産総額 50 億円以上 ○新規雇用者(※1) 25 人以上	工場等立地奨励金 ○投下・増加固定資産(土地を含む) に対する固定資産税相当額(千円 未満切捨て) (5年間) (限度額 8億円)
		対象業種:製造業・物流関連業・宿泊業 新設・増設・移設 ○投下・増加固定資産総額 100 億円以上 ○新規雇用者(※1) 50 人以上	工場等立地奨励金 ○投下・増加固定資産(土地を含む) に対する固定資産税相当額(千円 未満切捨て) (5年間) (限度額 50 億円)
		対象業種:情報通信業、学術・研究開発機関 新設・増設・移設 ○新規雇用者(※1) 5人以上 ○新規雇用者(※1)の内 1 名は大卒以上の者	オフィス・研究施設経営支援奨励金 ○施設賃料の 30% (千円未満切捨て) (3 年間) (限度額 各年度 1,000 万円)
		対象業種:情報通信業、学術・研究開発機関 新設・増設・移設 ○投下・増加固定資産総額 1,000 万円以上 ○新規雇用者(※1) 5人以上 ○新規雇用者(※1)の内 1 名は大卒以上の者	オフィス・研究施設立地奨励金 ○投下・増加固定資産(土地を含む) に対する固定資産税相当額の 60% (千円未満切捨て) (3 年間) (限度額 3,000 万円)

(※1)新規雇用者…市内在住者又は市外事業所から転勤転入した者で雇用保険加入者

30204

和歌山県

有田市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
①製造業、旅館業(下宿営業を除く)に係る特別償却設備等の取得額500万円(資本金が1,000万円超5,000万円以下の法人の場合は1,000万円、5,000万円超の法人の場合は2,000万円)以上 ②農林水産物等販売業、情報サービス業等に係る特別償却設備等の取得額500万円以上 (①②ともに土地については取得後1年以内に当該建物の建設に着手すること)	—	不均一課税	固定資産税	3年間
和歌山県の承認を受けた地域経済牽引事業(主務大臣の確認を受けたものに限る。)建物・土地、構築物の取得額1億円超(農林漁業関連業種は5,000万円超) (土地については取得後1年以内に当該建物の建設に着手すること)	—	課税免除	固定資産税	3年間
認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従って行う事業 特定業務施設の用に供する減価償却資産の取得価格の合計額が3,800万円(中小事業者1,900万円)超	—	不均一課税	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
有田市企業立地促進条例	H1.7	製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業 ○投下固定資産総額 3億円以上(中小企	雇用促進助成金 ○新規地元雇用者数に15万円を乗じて得た額

		<p>業 3,000 万円以上)</p> <p>○施設の新設に伴う新規雇用人数 10 人以上(中小企業3人以上)</p>	<p>立地促進助成金</p> <p>○固定資産税額に一定の割合を乗じて得た額</p> <p>第1年度:100/100 相当額</p> <p>第2年度:100/100 相当額</p> <p>第3年度:100/100 相当額</p> <p>第4年度:50/100 相当額</p> <p>第5年度:30/100 相当額</p> <p>(5年間)</p> <p>(限度額1億5千万円)</p> <hr/> <p>借地費用助成金</p> <p>○賃料に 5/100 を乗じて得た額(5年間)</p> <p>(1年につき 500 万円限度)</p>
--	--	--	--

30205

和歌山県

御坊市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
①製造業、旅館業(下宿営業を除く)、に係る特別償却設備等の取得額 500 万円(資本金が 1,000 万円超 5,000 万円以下の法人の場合は 1,000 万円、5,000 万円超の法人の場合は 2,000 万円)以上	—	不均一課税	固定資産税	3年間
②農林水産物等販売業、情報サービス業等に係る特別償却設備等の取得額 500 万円以上 (①、②ともに土地については取得後1年以内に当該建物の建設に着手すること)	—	不均一課税	固定資産税	3年間
県の承認を受けた地域経済牽引事業(主務大臣の確認を受けたものに限る。)建物、土地、構築物の取得額1億円超(農林漁業関連業種は 5,000 万円超) (土地については取得後1年以内に当該建物の建設に着手すること)	—	課税免除	固定資産税	3年間
認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従って、特定業務施設を新設又は増設した認定事業者 特定業務施設の用に供する減価償却資産の取得価額の合計額が 3,800 万円(中小事業者 1,900 万円)以上	—	不均一課税 (拡充型) 課税免除 (移転型)	固定資産税	3年間
市の認定を受けた先端設備等導入計画に従って行う事業(資本金 1 億円以下の中小企業者等)が当該認定以降に新たに取得した労働生産性の向上に必要な生産、販売活動等の用に直接供される償却資産 ※設備の種類によって要件が異なります。	—	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容

御坊市企業立地促進 条例	H9.9	○固定資産評価額 1億円以上(中小企業 3,000 万円以上) ○増加常用従業員 10 人以上(中小企業5人以 上) ○市長と環境保全協定を締結すること ※日高港工業団地の場合は上記に限らない	雇用促進助成金 ○増加常用従業員数×15 万円 (50 人限度)
			企業立地促進助成金 ○固定資産税額相当額×1/2 (10 年間) (限度額5億円)
			借地費用助成金 ○賃料に 5/100 を乗じた額 (5年間) (1年につき 500 万円を限度)

30206

和歌山県

田辺市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
①製造業、旅館業に係る特別償却設備等の取得額 500 万円(資本金が 1,000 万円超 5,000 万円以下の法人の場合は 1,000 万円、5,000 万円超の法人の場合は 2,000 万円)以上 ②農林水産物等販売業、情報サービス業等に係る特別償却設備等の取得額 500 万円以上 (①②ともに土地については取得後1年以内に当該建物の建設に着手すること)	—	不均一課税	固定資産税	3年間
承認を受けた地域経済牽引事業(主務大臣の確認を受けたものに限る。)建物、土地、構築物の取得額1億円超(農林漁業関連業種は 5,000 万円超) (土地については取得後1年以内に当該建物の建設に着手すること)	—	課税免除	固定資産税	3年間
製造業、農林水産物等販売業、旅館業の特別償却設備等の取得額 2,700 万円超 (土地については取得後1年以内に当該建物の建設に着手すること) (旧田辺市を除く)	—	課税免除	固定資産税	3年間
認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従って、特定業務施設を新設又は増設した認定事業者(拡充型) 特定業務施設の用に供する減価償却資産の取得価額の合計額が 3,800 万円(中小事業者 1,900 万円)以上	—	不均一課税	固定資産税	3年間
認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従って、特定業務施設を新設又は増設した認定事業者(移転型) 特定業務施設の用に供する減価償却資産の取得価額の合計額が 3,800 万円(中小事業者 1,900 万円)以上	—	課税免除	固定資産税	3年間

市の認定を受けた先端設備等導入計画に従って行う事業(資本金1億円以下の中小企業等) 当該認定以降に新たに取得した労働生産性の向上に必要な生産、販売活動等のように直接供される償却資産 ※設備の種類によって要件が異なる	—	課税免除	固定資産税	3年間
--	---	------	-------	-----

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
田辺市企業立地促進条例	H14.7	○製造業 投下固定資産総額 1億円以上(中小企業 3,000万円以上) 新規雇用者及び転入雇用者 10人以上(中小企業 5人以上) ○情報通信業及び特定サービス業 投下固定資産総額 3,000万円以上(中小企業 1,000万円以上) 新規雇用者及び転入雇用者3人以上 ※ただし、県との立地協定による場合、情報通信業及び特定サービス業で市長が認めるものについては、新規雇用者及び転入雇用者3人以上の要件のみ	事業所等設置奨励金 ① 固定資産税納税額(5年間)(限度額なし) ※下記②に該当する場合、固定資産税納税額の1/2(3年間)
			② 製造業で、県との立地協定に基づく施設を新規立地した場合で、投下固定資産総額1億円超の場合、投下固定資産総額(土地除く)の10%(初年度のみ)(限度額 3,000万円) ③ 情報通信業及び特定サービス業で、県との立地協定に基づき新規立地した場合で、施設の改修を行った場合、改修に要した費用の1/3(初年度のみ)(限度額 500万円)
			雇用奨励金 ○初年度 新規地元雇用者数×15万円 ○2～3年度 新規地元雇用者(純増加数)×15万円(3年間)(限度額 1,500万円)
			経営支援奨励金 ○下記の県融資制度を利用した場合、その信用保証料相当額 ① 新規開業資金

			<p>② 成長サポート資金 (初年度のみ) (限度額なし)</p> <p>○製造業で、投下固定資産総額5億円以上、かつ、県との立地協定に基づく新規立地に伴い新規雇用者及び転入雇用者 20人以上を継続して雇用する場合、操業開始日以後、以下のとおり水道使用料から次の割合を乗じた額</p> <p>(1)5年目まで 1/2 (2)6年目 2/5 (3)7年目 3/10 (4)8年目 1/5 (5)9年目 1/10 (9年間) (2月当たり 20 万円限度)</p> <p>○情報通信事業及び特定サービス業(コールセンター、データセンターを除く)で、県との立地協定に基づく新規立地に伴い、操業開始後1年以内に3名以上継続して雇用する場合、民間施設賃借料の 1/2 (3年間) (各期間 1,000 万円限度) ※県のオフィス賃借補助金を受けている場合は 1/4 に相当する額。</p> <p>○県との立地協定に基づく新規立地(コールセンター、データセンター)で、操業開始後1年以内に3名以上継続して雇用する場合、民間施設の賃借料の 1/2 に相当する額及び通信回線使用料の 1/2 に相当する額 (3年間) (各期間 1,000 万円限度) ※県のオフィス賃借補助金・通信補助金を受けている場合は 1/4 に相当する額</p>
--	--	--	--

			<p>指定公用地無償貸与</p> <p>○下記に該当する場合、市が指定した市有地を無償にて貸与</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製造業で、投下固定資産総額5億円以上、かつ、県との立地協定に基づく新規立地に伴い新規雇用者及び転入雇用者 20人以上雇用する場合 ・情報通信業及び特定サービス業で、投下固定資産総額2億円以上、かつ、県との立地協定に基づく新規立地に伴い新規雇用者及び転入雇用者 10人以上雇用する場合 <p>(7年間限度)</p>
--	--	--	--

30207

和歌山県

新宮市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
① 製造業、旅館業(下宿業を除く)に係る特別償却設備等の取得額 500 万円 (資本金が 1,000 万円超 5,000 万円以下の法人の場合は 1,000 万円、5,000 万円超の法人の場合は 2,000 万円)以上 ② 農林水産物等販売業、情報サービス業等に係る特別償却設備等の取得額 500 万円以上 (①②ともに土地については取得後1年以内に当該建物の建設に着手すること)	—	不均一課税	固定資産税	3年間
製造業、旅館業の特別償却設備等の取得額 2,700 万円超 (土地については取得後1年以内に当該建物の建設に着手すること)	—	課税免除	固定資産税	3年間
和歌山県の承認を受けた地域経済牽引事業(主務大臣の確認を受けたものに限る。) 建物、土地、構築物の取得額1億円超(農林漁業関連業種は 5,000 万円超) (土地については取得後1年以内に当該建物の建設に着手すること)	—	課税免除	固定資産税	3年間
認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従って、特定業務施設を新設又は増設した認定事業者 特定業務施設の用に供する減価償却資産の取得価額の合計額が 3,800 万円(中小事業者 1,900 万円)以上	—	不均一課税	固定資産税	3年間
市の認定を受けた先端設備等導入計画に従って行う事業(資本金 1 億円以下の中小企業者等)		課税免除	固定資産税	3年間

当該認定以降に新たに取得した労働生産性の向上に必要な生産、販売活動等の用に直接供される償却資産 ※設備の種類によって要件が異なります。				
---	--	--	--	--

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
新宮市企業誘致等促進条例	H17.10	製造業、研究開発施設 ※新宮港第二期工業用地については、食料品製造業、木材・木製品製造業(家具を除く)、家具・装備品製造業、パルプ・紙・紙加工品製造業、窯業・土石製品製造業、非鉄金属製造業、金属製品製造業、道路貨物運送業、水運業、倉庫業、運輸に附帯するサービス業、建築材料、鉱物・金属材料等卸売業 ○対象固定資産 5,000 万円以上 ○新規地元雇用 10 人以上(新宮港第二期工業用地は5人以上)	事業所等設置補助 ○3年間の対象固定資産税額×定率 1年目 100% 2年目 75% 3年目 50% ※過疎法など適用の場合は、上記の1/2 (限度額なし)
		製造業、研究開発施設 ※新宮港第二期工業用地については、食料品製造業、木材・木製品製造業(家具を除く)、家具・装備品製造業、パルプ・紙・紙加工品製造業、窯業・土石製品製造業、非鉄金属製造業、金属製品製造業、道路貨物運送業、水運業、倉庫業、運輸に附帯するサービス業、建築材料、鉱物・金属材料等卸売業 ○取得後3年以内操業開始 ○製造業・研究開発施設 3,000 m ² 以上 その他 5,000 m ² 以上 ○新規地元雇用 10 人以上(新宮港第二期工業用地は5人以上)	用地取得補助 ○取得価格の10% (初年度のみ) (限度額 新宮港第二期工業用地 5,000 万円 その他 3,000 万円)
		製造業、研究開発施設 ※新宮港第二期工業用地については、食料品製造業、木材・木製品製造業(家具を除く)、家具・装備品製造業、パルプ・	雇用奨励補助 ○新規地元雇用者1人につき30万円 (初年度のみ) (限度額 3,000 万円)

	<p>紙・紙加工品製造業、窯業・土石製品製造業、非鉄金属製造業、金属製品製造業、道路貨物運送業、水運業、倉庫業、運輸に附帯するサービス業、建築材料、鉱物・金属材料等卸売業</p> <p>○対象固定資産 5,000 万円以上</p> <p>○新規地元雇用 10 人以上(新宮港第二期工業用地は5人以上)</p>	
	<p>○事業所用地取得後3年以内に緩衝緑地帯を整備したもの</p>	<p>緑地整備補助</p> <p>○整備に要した経費の 50% (初年度のみ) (限度額 500 万円)</p>

30208

和歌山県

紀の川市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
【半島振興法】 ①製造業、旅館業(下宿営業を除く)、に係る特別償却設備等の取得額 500 万円(資本金が 1,000 万円超 5,000 万円以下の法人の場合は 1,000 万円、5,000 万円超の法人の場合は 2,000 万円)以上 ②農林水産物等販売業、情報サービス業等に係る特別償却設備等の取得額 500 万円以上 (①②ともに土地については取得後1年以内に当該建物の建設に着手すること)		不均一課税	固定資産税	3年間
【地域再生法】 認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従って、特定業務施設を新設又は増設した認定事業者 特定業務施設の用に供する減価償却資産の取得価額の合計額が 3,800 万円(中小事業者 1,900 万円)以上		(移転型) 課税免除	固定資産税	3年間
		(拡充型) 不均一課税	固定資産税	3年間
【地域未来投資促進法】 地域経済牽引事業計画を県と国(主務大臣の確認書を受けたもの)に承認を受け施設の新設・増設や設備投資をした認定事業者 対象施設(土地・建物・構築物)の取得額 1億円超(農林漁業関連業種は、5,000 万円超)		課税免除	固定資産税 ※償却資産(構築物は除く)は対象外	3年間
【生産性向上特別措置法】 資本金額が 1 億円以下の中小企業者等で、市の認定を受けた先端設備導入計画に基づき新たに設備を取得した事業者		課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
紀の川市企業立地促進条例	R1.9	《対象業種》 ○製造業、情報通信業、運輸業、郵便業又は学術研究、専門・技術サービス業で市長が認めた業種 《新設》 ○投下固定資産 3億円以上 ○新規常用雇用者 5人以上	事業所設置奨励金 ○新設に要した投下固定資産総額の100分の5相当額(千円未満切捨て) (限度額 5,000 万円) (初回のみ)
		《対象業種》 ○製造業、情報通信業、運輸業、郵便業又は学術研究、専門・技術サービス業で市長が認めた業種 《新設》 ○投下固定資産 3億円以上 ○新規常用雇用者 5人以上 《増設又は移設》 ○投下固定資産 1億円以上 ○新規常用雇用者 5人以上	立地促進奨励金 ○1の年度につき、新設、移設又は増設した事業所に係る固定資産税及び都市計画税の合計額。ただし、移設又は増設した場合、既存事業所の全部又は一部を廃止したことにより減少した税額を減じて得た額。(千円未満切捨て) (限度額なし) (操業日後、初めて課税された固定資産税及び都市計画税を納付した年度の翌年度から起算して5年間)
		○立地促進奨励金の要件を満たし、かつ新規地元常用雇用者を交付基準日以降1年以上継続雇用していること	雇用促進奨励金 ○新規地元常用雇用者の人数に 50 万円を乗じて得た額。ただし、既に交付対象となった者は除く。 (限度額 3,000 万円)
紀の川市宿泊施設の誘致に関する条例	H31.3	《対象施設》 ○旅館業法第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業の用に供する施設及びその施設と同一敷地内にあり一体的な利用ができると市長が認める附属施設等 ○投下固定資産 3億円以上	宿泊施設建築奨励金 新築に要した建設費用の100分の10 (上限額 3,000 万円) (新築したとき)
		《対象施設》 ○旅館業法第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業の用に供する施設及びその施設と同一敷地内にあり一体的な利用ができ	宿泊施設立地奨励金 ○1の年度につき、新築又は増築した宿泊施設に係る固定資産税及び都市計画税の合計額。(千円未満切捨て)

		<p>ると市長が認める附属施設等</p> <p>《新築》</p> <p>○投下固定資産 3,000 万円以上</p> <p>○客室数</p> <p>旅 館 客室 20 室以上</p> <p>ホテル 客室 50 室以上</p> <p>《増築》</p> <p>○投下固定資産 1,000 万円以上</p> <p>○客室数</p> <p>旅 館 客室5室以上</p> <p>(客室数 20 室以上になる必要あり)</p> <p>ホテル 客室 10 室以上</p> <p>(客室数 50 室以上になる必要あり)</p>	<p>(限度額なし)</p> <p>(営業日後、初めて課税された固定資産税及び都市計画税を納付した年度の翌年度から起算して新築は 10 年間。増築は5年間)</p>
		<p>○宿泊施設建築奨励金の要件を満たし、かつ新規常用雇用者を営業日後1年以上雇用していること</p>	<p>雇用促進奨励金</p> <p>○新規常用雇用者の人数に 15 万円を乗じて得た額。</p> <p>(限度額 150 万円)</p>
		<p>○紀の川市産の農産物を宿泊者に提供していること</p>	<p>地域資源活用奨励金</p> <p>○紀の川市産の農産物を購入した費用(千円未満切捨て)</p> <p>(限度額 年 30 万円)</p> <p>(営業日後、初めて課税された固定資産税及び都市計画税を納付した年度の翌年度から起算して5年間)</p>

30209

和歌山県

岩出市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
①製造業、旅館業に係る特別償却設備等の取得額500万円(資本金が1,000万円超 5,000万円以下の法人の場合は1,000万円、5,000万円超の法人の場合は2,000万円)以上 ②農林水産物等販売業、情報サービス業等に係る特別償却設備等の取得額500万円以上 (①②ともに土地については取得後1年以内に当該建物の建設に着手すること)	—	不均一課税	固定資産税	3年間
県の承認を受けた地域経済牽引事業 建物、土地、構築物の取得額1億円超	—	課税免除	固定資産税	3年間
「認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従って、特定業務施設を新設又は増設した認定事業者 特定業務施設の用に供する減価償却資産の取得価額の合計額が3,800万円(中小事業者1,900万円)以上」		課税免除 (移転型)	固定資産税	3年間
「認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従って、特定業務施設を新設又は増設した認定事業者 特定業務施設の用に供する減価償却資産の取得価額の合計額が3,800万円(中小事業者1,900万円)以上」		不均一課税 (拡充型)	固定資産税	3年間
資本金額が1億円以下の中小企業者等で、市の認定を受けた先端設備導入計画に基づき新たに設備を取得した事業者		課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
岩出市工場設置奨励条例	S60.7	製造業、加工業 ①市の産業振興上適当と認めたもの ②投下固定資産総額 2,700 万円以上 ③新規常用雇用者 20 人以上 (うち5人以上は岩出市の住民) ④市税を完納しているもの	工場設置奨励金 ○固定資産税相当額 (3年間) (限度額なし)

30304

和歌山県

紀美野町

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額（万円以上）	従業員（人以上）			
「地域経済牽引事業計画」を提出し、県の承認を受けたもの 物、土地、構築物の取得額1億円超（農林漁業関連業種は5,000万円超） （土地については取得後1年以内に当該建物の建設に着手すること）	—	課税免除	固定資産税	3年
製造業、農林水産物等販売業、旅館業の特別償却設備等の取得額2,700万円超 （土地については取得後1年以内に当該建物の建設に着手すること）	—	課税免除	固定資産税	3年
製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等、特別償却設備等の取得価額500万円（資本金が1,000万円超5,000万円以下の法人の場合は1,000万円、5,000万円超の法人の場合は2,000万円）以上 特別償却設備等の取得価額500万円以上 （土地については取得後1年以内に当該建物の建設に着手すること）	—	不均一課税	固定資産税	3年
認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従って、特定業務施設を新設又は増設した認定事業者（拡充型） 特定業務施設の用に供する減価償却資産の取得価額の合計額が3,800万円（中小事業者1,900万円）以上	—	不均一課税	固定資産税	3年
認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従って、特定業務施設を新設又は増設した認定事業者（移転型） 特定業務施設の用に供する減価償却資産の取得価額の合計額が3,800万円（中小事業者1,900万円）以上	—	課税免除	固定資産税	3年
資本金額1億円以下の法人、従業員数1,000人以下の個人事業主等のうち、先端設備導入計	—	課税免除	固定資産税	3年

画の認定を受けた者（大企業の子会社を除く） 生産、販売活動等の用に直接供されるものであり、中古資産でないこと（設備の種類によって要件が異なります）				
--	--	--	--	--

30341

和歌山県

かつらぎ町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額（万円以上）	従業員（人以上）			
製造業、農林水産物等販売業、旅館業の特別償却設備等の取得額 2,700 万円超 （土地については取得後 1 年以内に当該建物の建設に着手すること）	—	課税免除	固定資産税	3 年間
①製造業、旅館業に係る特別償却設備等の取得額 500 万円（資本金が 1,000 万円超 5,000 万円以下の法人の場合は 1,000 万円、5,000 万円超の法人の場合は 2,000 万円）以上 ②農林水産物等販売業、情報サービス業等に係る特別償却設備等の取得額 500 万円以上 （①②ともに土地については取得後 1 年以内に当該建物の建設に着手すること）	—	不均一課税	固定資産税	3 年間
資本金1億円以下の法人、従業員数 1,000 人以下の個人事業主のうち、先端設備導入計画の認定を受けた者（大企業の子会社を除く）生産、販売活動等の用に直接供されるものであり、中古資産でないこと（設備の種類によって要件が異なります）	—	課税免除	固定資産税	3 年間

30343

和歌山県

九度山町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額（万円以上）	従業員（人以上）			
①製造業、旅館業に係る特別償却設備等の取得額 500 万円（資本金が 1,000 万円超 5,000 万円以下の法人の場合は 1,000 万円、5,000 万円超の法人の場合は 2,000 万円）以上 ②農林水産物等販売業、情報サービス業等に係る特別償却設備等の取得額 500 万円以上 （①②ともに土地については取得後 1 年以内に当該建物の建設に着手すること）	—	不均一課税	固定資産税	3 年間
製造業、農林水産物等販売業、旅館業の特別償却設備等の取得額 2,700 万円超 （土地については取得後 1 年以内に当該建物の建設に着手すること）	—	課税免除	固定資産税	3 年間
資本金 1 億円以下の法人、従業員数 1,000 人以下の個人事業主のうち、先端設備導入計画の認定を受けた者（大企業の子会社を除く）	—	課税免除	固定資産税	3 年間

30344

和歌山県

高野町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
①製造業、旅館業に係る特別償却設備等の取得額 500 万円(資本金が 1,000 万円超 5,000 万円以下の法人の場合は 1,000 万円、5,000 万円超の法人の場合は 2,000 万円)以上 ②農林水産物等販売業、情報サービス業等に係る特別償却設備等の取得額 500 万円以上 (①②ともに土地については取得後1年以内に当該建物の建設に着手すること)	—	不均一課税	固定資産税	3年間
資本金1億円以下の法人、従業員数 1,000 人以下の個人事業主のうち、先端設備導入計画の認定を受けた者(大企業の子会社を除く)	—	課税免除	固定資産税	3年間

30361

和歌山県

湯浅町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
① 製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等に係る特別償却設備等の取得額 500 万円(資本金が 1,000 万円超 5,000 万円以下の法人の場合は 1,000 万円、5,000 万円超の法人の場合は 2,000 万円)以上	—	不均一課税	固定資産税	3年間
県の承認を受けた地域経済牽引事業(主務大臣の確認を受けたものに限る) 建物、土地、構築物の取得額1億円超(農林漁業関連業種は 5,000 万円超)	—	課税免除	固定資産税	3年間
製造業、農林水産物等販売業、旅館業の特別償却設備等の取得額 2,700 万円超 (土地については取得後1年以内に当該建物の建設に着手すること)	—	課税免除	固定資産税	3年間
町の認定を受けた先端設備等導入計画に従って行う作業(税制支援で対象となる中小企業等) 町の認定を受けた先端設備導入計画に基づき新規取得した先端設備で一件の取得価格等が一定の条件を超えるもの	—	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
企業立地助成金	H26.7	①(対象業種)日本標準産業分類(平成19年総務省告示第618号)に掲げる大分類AからRまでに係る風俗営業・宗教活動・政治活動等の事業を行う施設を除く工場、作業所、事務所、店舗等 ②協定の締結日から起算して3年以内に着手	1, 2, 3年度固定資産税 100 分の 100、4年度固定資産税 100 分の 50、5年度固定資産税 100 分の 30 相当額 (5年間) (限度額 5,000 万円)

	③新規雇用者3名以上	
--	------------	--

30362

和歌山県

広川町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
①製造業、旅館業(下宿営業を除く)に係る特別償却設備等の取得額500万円(資本金が1,000万円超5,000万円以下の法人の場合は1,000万円、5,000万円超の法人の場合は2,000万円)以上 ②農林水産物等販売業、情報サービス業等に係る特別償却設備等の取得額500万円以上 (①②ともに土地については取得後1年以内に当該建物の建設に着手すること)	—	不均一課税	固定資産税	3年間
「紀中・紀南地域基本計画」に指定された業種建物、土地、構築物の取得額2億円超(農林漁業関連業種は5,000万円超) (土地については取得後1年以内に当該建物の建設に着手すること)	—	課税免除	固定資産税	3年間

30366

和歌山県

有田川町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
【半島振興法】 ①製造業に係る特別償却設備等の取得額 500 万円(資本金が 1,000 万円超 5,000 万円以下の法人の場合は 1,000 万円、5,000 万円超の法人の場合は 2,000 万円)以上 土地については取得後1年以内に当該建物の建設に着手すること	—	不均一課税	固定資産税	3年間
【地域未来投資促進法】 県の承認及び国の確認を受けた地域経済牽引事業者 建物、土地、構築物の取得額1億円超(農林漁業関連業種は 5,000 万円超) (土地については取得後1年以内に当該建物の建設に着手すること)	—	課税免除	固定資産税 ※償却資産(構築物は除く)は対象外	3年間
【地域再生法】 認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従って、特定業務施設を新設又は増設した認定事業者(移転型) 特定業務施設の用に供する減価償却資産の取得価額の合計額が 3,800 万円(中小事業者 1,900 万円)以上	—	課税免除	固定資産税	3年間
【地域再生法】 認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従って、特定業務施設を新設又は増設した認定事業者(拡充型) 特定業務施設の用に供する減価償却資産の取得価額の合計額が 3,800 万円(中小事業者 1,900 万円)以上	—	不均一課税	固定資産税	3年間
【過疎法】※吉備地区除く 製造業、農林水産物等販売業、旅館業の特別償却設備等の取得額 2,700 万円超	—	課税免除	固定資産税	3年間

(土地については取得後1年以内に当該建物の建設に着手すること)				
【生産性向上特別措置法】 資本金1億円以下の法人のうち、先端設備等導入計画に従って、一定の設備を新規取得した認定事業者	—	課税免除	固定資産税	3年間
物品の製造加工 製造加工事業用設備等の取得額 1,000 万円超	新規常用雇用者 10 人以上	課税免除	固定資産税	3年間

30381

和歌山県

美浜町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
①製造業、旅館業に係る特別償却設備等の取得額 500 万円(資本金が 1,000 万円超 5,000 万円以下の法人の場合は 1,000 万円、5,000 万円超の法人の場合は 2,000 万円)以上 ②農林水産物等販売業、情報サービス業等に係る特別償却設備等の取得額 500 万円以上 (①、②ともに土地については取得後1年以内に当該建物の建設に着手すること)	—	不均一課税	固定資産税	3年間
県の承認を受けた地域経済牽引事業(主務大臣の確認を受けたものに限る。)建物、土地、構築物の取得額1億円超(農林漁業関連業種は 5,000 万円超) (土地については取得後1年以内に当該建物の建設に着手すること)	—	課税免除	固定資産税	3年間
認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従って、特定業務施設を新設又は増設した認定事業者 特定業務施設の用に供する減価償却資産の取得価額の合計額が 3,800 万円(中小事業者 1,900 万円)以上	—	不均一課税	固定資産税	3年間

30382

和歌山県

日高町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
①製造業、旅館業(下宿業は除く)に係る特別償却設備等の取得額 500 万円(資本金が 1,000 万円超 5,000 万円以下の法人の場合は 1,000 万円、5,000 万円超の法人の場合は 2,000 万円)以上 ②農林水産物等販売業、情報サービス業等に係る特別償却設備等の取得額 500 万円以上 (①、②ともに土地については取得後1年以内に当該建物の建設に着手すること)	—	不均一課税	固定資産税	3年間
県の承認を受けた地域経済牽引事業(主務大臣の確認を受けたものに限る。)建物、土地、構築物の取得額1億円超(農林漁業関連業種は 5,000 万円超) (土地については取得後1年以内に当該建物の建設に着手すること)	—	課税免除	固定資産税	3年間
認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従って、特定業務施設を新設又は増設した認定事業者 特定業務施設の用に供する減価償却資産の取得価額の合計額が 3,800 万円(中小事業者 1,900 万円)以上	—	不均一課税	固定資産税	3年間
認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従って、特定業務施設を新設又は増設した認定事業者 特定業務施設の用に供する減価消却資産の取得減価の合計額が 3,800 万円(中小事業者 1,900 万円)以上(拡充型)		不均一課税	固定資産税	3年間
認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従って、特定業務施設を新設又増設した認定事業者 特定業務施設の用に供する減価消却資産の取得減価の合計額が 3,800 万円(中小事業者 1,900 万円)		課税免除	固定資産税	3年間

以上(移転型)				
町の認定を受けた先端設備等導入計画に従って行う事業(資本金1億円以下の中小企業者等) 当該認定以降に新たに取得した労働生産性の向上に必要な生産、販売活動等の用に直接供される償却資産		課税免除	固定資産税	3年間

30383

和歌山県

由良町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
①製造業、旅館業(下宿業は除く)に係る特別償却設備等の取得額 500 万円(資本金が 1,000 万円超 5,000 万円以下の法人の場合は 1,000 万円、5,000 万円超の法人の場合は 2,000 万円)以上 ②農林水産物等販売業、情報サービス業等に係る特別償却設備等の取得額 500 万円以上 (①、②ともに土地については取得後1年以内に当該建物の建設に着手すること)	—	課税免除	固定資産税	3年間
県の承認を受けた地域経済牽引事業(主務大臣の確認を受けたものに限る。)建物、土地、構築物の取得額1億円超(農林漁業関連業種は 5,000 万円超) (土地については取得後1年以内に当該建物の建設に着手すること)	—	課税免除	固定資産税	3年間
製造業、情報通信技術利用事業(コールセンター)、旅館業の特別償却設備等の取得額 2,700 万円超 (土地については取得後1年以内に当該建物の建設に着手すること)	—	課税免除	固定資産税	3年間
認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従って、特定業務施設を新設又は増設した認定事業者 特定業務施設の用に供する減価償却資産の取得価額の合計額が 3,800 万円(中小事業者 1,900 万円)以上	—	不均一課税	固定資産税	3年間

30390

和歌山県

印南町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
①製造業、旅館業に係る特別償却設備等の取得額 500 万円(資本金が 1,000 万円超 5,000 万円以下の法人の場合は 1,000 万円、5,000 万円超の法人の場合は 2,000 万円)以上 ②農林水産物等販売業、情報サービス業等に係る特別償却設備等の取得額 500 万円以上 (①、②ともに土地については取得後1年以内に当該建物の建設に着手すること)	—	不均一課税	固定資産税	3年間
県の承認を受けた地域経済牽引事業(主務大臣の確認を受けたものに限る。)建物、土地、構築物の取得額1億円超(農林漁業関連業種は 5,000 万円超) (土地については取得後1年以内に当該建物の建設に着手すること)	—	課税免除	固定資産税	3年間
製造業、農林水産物等販売業、旅館業の特別償却設備等の取得額 2,700 万円超 (土地については取得後1年以内に当該建物の建設に着手すること)	—	課税免除	固定資産税	3年間
認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従って、特定業務施設を新設又は増設した認定事業者 特定業務施設の用に供する減価償却資産の取得価額の合計額が 3,800 万円(中小事業者 1,900 万円)以上 (土地については取得後1年以内に当該建物の建設に着手すること)	—	不均一課税	固定資産税	3年間

30391

和歌山県

みなべ町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
①製造業、旅館業に係る特別償却設備等の取得額 500万円(資本金が1,000万円超5,000万円以下の法人の場合は1,000万円、5,000万円超の法人の場合は2,000万円)以上 ②農林水産物等販売業、情報サービス業等に係る特別償却設備等の取得額500万円以上 (①、②ともに土地については取得後1年以内に当該建物の建設に着手すること)	—	不均一課税	固定資産税	3年間
県の承認を受けた地域経済牽引事業(主務大臣の確認を受けたものに限る。)建物、土地、構築物の取得額1億円超(農林漁業関連業種は5,000万円超) (土地については取得後1年以内に当該建物の建設に着手すること)	—	課税免除	固定資産税	3年間
認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従って、特定業務施設を新設又は増設した認定事業者特定業務施設の用に供する減価償却資産の取得価額の合計額が3,800万円(中小事業者1,900万円)以上	—	不均一課税	固定資産税	3年間

30392

和歌山県

日高川町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
①製造業、旅館業に係る特別償却設備等の取得額500万円(資本金が1,000万円超5,000万円以下の法人の場合は1,000万円、5,000万円超の法人の場合は2,000万円)以上 ②農林水産物等販売業、情報サービス業等に係る特別償却設備等の取得額500万円以上 (①、②ともに土地については取得後1年以内に当該建物の建設に着手すること)	—	不均一課税	固定資産税	3年間
県の承認を受けた地域経済牽引事業(主務大臣の確認を受けたものに限る。)建物、土地、構築物の取得額1億円超(農林漁業関連業種は5,000万円超) (土地については取得後1年以内に当該建物の建設に着手すること)	—	課税免除	固定資産税	3年間
製造業、農林水産物等販売業、旅館業の特別償却設備等の取得額2,700万円超 (土地については取得後1年以内に当該建物の建設に着手すること)	—	課税免除	固定資産税	3年間
認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従って、特定業務施設を新設又は増設した認定事業者 特定業務施設の用に供する減価償却資産の取得価額の合計額が3,800万円(中小事業者1,900万円)以上	—	課税免除 (移転型) 不均一課税 (拡充型)	固定資産税	3年間
町の認定を受けた先端設備等導入計画に従って行う事業(資本金1億円以下の中小企業者等) 当該認定以降に新たに取得した労働生産性の向上に必要な生産、販売活動等の用に直接供される償却資産※設備の種類によって要件が異なります。	—	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
日高川町企業立地 促進対策要綱	H17.5	製造業 ○投下固定資産総額 2,500 万円以上 ○新規雇用者 新設 10 人以上 増設 5人以上 ○取得後3年以内に操業を開始するものである こと	雇用奨励金 ○従業員数 金額 (人) (万円) 5～9 100 10～19 200 20～39 300 40～59 400 60～99 500 100 以上 600 ○増設の場合は2分の1の額 (初年度のみ)
			利子補給 ○新增設に要する借入資金の貸付利 率の2%の範囲 (限度額年間 100 万円) (3年間)
			借地料助成金 ○民間から借地により用地確保をした 場合 ○町の借地基準額の 1/2 の範囲 (限度額個別算定) (3年間)
			インフラストラクチャー助成金 ○新增設にかかるインフラ整備に要し た費用 (限度額 500 万円)

30401

和歌山県

白浜町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
①製造業、旅館業に係る特別償却設備等の取得額 500 万円(資本金が 1,000 万円超 5,000 万円以下の法人の場合は 1,000 万円、5,000 万円超の法人の場合は 2,000 万円)以上 ②農林水産物等販売業、情報サービス業等に係る特別償却設備等の取得額 500 万円以上 (①、②ともに土地については取得後1年以内に当該建物の建設に着手すること)	—	不均一課税	固定資産税	3年間
製造業、旅館業の特別償却設備等の取得額 2,700 万円超 (土地については取得後1年以内に当該建物の建設に着手すること)	—	課税免除	固定資産税	3年間
認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従って、特定業務施設を新設又は増設した認定事業者 特定業務施設の用に供する減価償却資産の取得価額の合計額が 3,800 万円(中小事業者 1,900 万円)以上	—	不均一課税	固定資産税	3年間
町の認定を受けた先端設備等導入計画に従って、新たに取得した労働生産性の向上に必要な生産、販売活動等の用に直接供される償却資産 資本金 1 億円以下の中小企業者等	—	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容

白浜町企業誘致促進条例	H18.12	○3名以上の正社員雇用	<p>企業誘致促進助成金</p> <p>○閉鎖中の宿泊施設を取得した場合固定資産税の1/2相当額</p> <p>○新たに新增設した場合固定資産税の2/5相当額 (5年間) (限度額なし)</p> <hr/> <p>雇用奨励金</p> <p>○新規地元雇用者(正社員)1人につき10万円 (初年度のみ) (限度額1,000万円)</p>
-------------	--------	-------------	---

30404

和歌山県

上富田町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
①製造業、旅館業に係る特別償却設備等の取得額500万円(資本金が1,000万円超5,000万円以下の法人の場合は1,000万円、5,000万円超の法人の場合は2,000万円)以上 ②農林水産物等販売業、情報サービス業等に係る特別償却設備等の取得額500万円以上 (①、②ともに土地については取得後1年以内に当該建物の建設に着手すること)	—	不均一課税	固定資産税	3年間
県の承認及び国の確認を受けた地域経済牽引事業者 建物、土地、構築物の取得額1億円超(農林漁業関連業種は5,000万円超) (土地については取得後1年以内に当該建物の建設に着手すること)	—	課税免除	固定資産税 ※償却資産(構築物は除く)は対象外	3年間
認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従って、特定業務施設を新設又は増設した認定事業者 特定業務施設の用に供する減価償却資産の取得価額の合計額が3,800万円(中小事業者1,900万円)以上	—	不均一課税	固定資産税	3年間
町の認定を受けた先端設備等導入計画に従って行う事業(資本金1億円以下の中小企業者等) 当該認定以降に新たに取得した労働生産性の向上に必要な生産、販売活動等の用に直接供される償却資産※設備の種類によって要件が異なります。	—	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
上富田町事業所等 立地促進要綱	H18.3	○償却資産取得額 2,700 万円以上	事業所等設置奨励金 ○固定資産税納税額 (3年間) (限度額なし)
		○用地取得後2年以内に操業すること ○用地面積 3,000 m ² 以上(中小企業 1,000 m ² 以上) ○常用雇用者 10 人以上(中小企業5人以上)	用地取得奨励金 ○用地の取得価格の 10/100 (初年度のみ) (限度額 3,000 万円)
		○町内商工業者で県信用保証協会の経営安 定関連特別保証融資のうち経営支援資金を 受けた者	経営安定奨励金 ○和歌山県信用保証協会への信用 保証料を保証期間で除した額に 1/2 を乗じた額 (初年度のみ) (限度額なし)

30406

和歌山県

すさみ町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
製造業、農林水産物等販売業、旅館業の特別償却設備等の取得額 2,700 万円超 (土地については取得後1年以内に当該建物の建設に着手すること)	—	課税免除	固定資産税	3年間
認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に従って、特定業務施設を新設又は増設した認定事業者 特定業務施設の用に供する減価償却資産の取得価額の合計額が 3,800 万円(中小事業者 1,900 万円)以上	—	不均一課税	固定資産税	3年間
県の承認を受けた地域経済牽引事業(主務大臣の確認を受けたものに限る)のための対象施設(建物、土地、構築物)を設置 建物、土地、構築物の取得額1億円超(農林漁業関連業種は 5,000 万円超)	—	課税免除	固定資産税	3年間
①製造業、旅館業に係る特別償却設備等の取得額 500 万円(資本金が 1,000 万円超 5,000 万円以下の法人の場合は 1,000 万円、5,000 万円超の法人の場合は 2,000 万円)以上 ②農林水産物等販売業、情報サービス業等に係る特別償却設備等の取得額 500 万円以上 (①、②ともに土地については取得後1年以内に当該建物の建設に着手すること)	—	不均一課税	固定資産税	3年間
町の認定を受けた先端設備等導入計画に従って新たに設備を取得した事業者(資本金1億円以下の中小企業者等)	—	課税免除	固定資産税	3年間

30421

和歌山県

那智勝浦町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
①製造業、旅館業に係る特別償却設備等の取得額 500 万円(資本金が 1,000 万円超 5,000 万円以下の法人の場合は 1,000 万円、5,000 万円超の法人の場合は 2,000 万円)以上 ②農林水産物等販売業、情報サービス業等に係る特別償却設備等の取得額 500 万円以上 (①②ともに土地については取得後1年以内に当該建物の建設に着手すること)	—	不均一課税	固定資産税	3年間
県の承認及び国の確認を受けた地域経済牽引事業者 建物、土地、構築物の取得額1億円超(農林漁業関連業種は 5,000 万円超) (土地については取得後1年以内に当該建物の建設に着手すること)	—	課税免除	固定資産税 ※償却資産(構築物は除く)は対象外	3年間
製造業、農林水産物等販売業、旅館業の特別償却設備等の取得額 2,700 万円超 (土地については取得後1年以内に当該建物の建設に着手すること)	—	課税免除	固定資産税	3年間
認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従って、特定業務施設を新設又は増設した認定事業者 特定業務施設の用に供する減価償却資産の取得価額の合計額が 3,800 万円(中小事業者 1,900 万円)以上	—	不均一課税	固定資産税	3年間
町の認定を受けた先端設備等導入計画に従って行う事業(資本金1億円以下の中小企業者等) 当該認定以降に新たに取得した労働生産性の向上に必要な生産、販売活動等の用に直接供される償却資産 ※設備の種類によって要件が異なる。		課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
那智勝浦町雇用奨励金規則	R2.4	<p>日本標準産業分類の大分類に基づく</p> <p>E 製造業</p> <p>G 情報通信業</p> <p>M 宿泊業、飲食サービス業のうち、中分類75 宿泊業に関する事業で和歌山県宿泊施設開設促進奨励金交付要綱第3条第3項の要件(別表1(7)を除く)を満たすもの。</p>	<p>雇用奨励金</p> <p>事業者が町内において対象事業に係る事業所等の整備を開始した日の1ヶ月前までに町長と進出協定を締結した上で、当該事業者が操業開始日において新規地元雇用従業員となるべき者を2人以上、若しくは新規地元雇用従業員及び新規転入雇用従業員となるべき者をそれぞれ1人以上の雇用予定があり、操業開始日までの計画が明確かつ、実現可能なものであることを満たしていると認めるとき、新規雇用従業員又は新規転入雇用従業員1人につき20万円を乗じて得た額とし、200万円を限度とし交付する。</p> <p>交付回数は、一の事業者につき1回限りとする。</p>

30422

和歌山県

太地町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
製造業、農林水産物等販売業、旅館業の 特別償却設備等の取得額2,700万円超 (土地については取得後1年以内に当該 建物の建設に着手すること)	—	課税免除	固定資産税	3年間

30424

和歌山県

古座川町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
製造業、旅館業の特別償却設備等の取得額2,700万円超 (土地については取得後1年以内に当該建物の建設に着手すること)	—	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
古座川町工場設置奨励条例	S63.4	工場の新設のため、投下した固定資産の取得額が2,000万円を超え、かつ、常時雇用する従業員の数が20人以上(奨励措置の適用を受けるには、問い合わせが必要)	工場設置奨励 1 土地の貸与 2 建物の貸与 3 環境の整備 ※1.及び2.にあつては、3年を限度として、無償又は時価より低い価格で貸与することができるものとする。ただし、新設の建物については、適用しない。 (3年間)

30427

和歌山県

北山村

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
地域経済牽引事業計画を県と国(主務大臣の確認書を受けたもの)に承認を受け施設の新設・増設や設備投資をした認定事業者 対象施設(土地・建物・構築物)の取得額1億円超(農林漁業関連業種は、5000万円超)	—	課税免除	固定資産税 ※償却資産(構築物は除く)は対象外	3年間

30428

和歌山県

串本町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
①製造業、旅館業に係る特別償却設備等の取得額 500 万円(資本金が 1,000 万円超 5,000 万円以下の法人の場合は 1,000 万円、5,000 万円超の法人の場合は 2,000 万円)以上 ②農林水産物等販売業、情報サービス業等に係る特別償却設備等の取得額 500 万円以上 (①、②ともに土地については取得後1年以内に当該建物の建設に着手すること)	—	不均一課税	固定資産税	3 年間
製造業、農林水産物等販売業、旅館業の特別償却設備等の取得額 2,700 万円超 (土地については取得後1年以内に当該建物の建設に着手すること)	—	課税免除	固定資産税	3 年間
サービス業に係る固定資産取得総額1億円超	新規常時雇用 10 人超	不均一課税	固定資産税	3 年間
認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従って、特定業務施設を新設又は増設した認定事業者(拡充型) 特定業務施設の用に供する減価償却資産の取得価額の合計額が 3,800 万円(中小事業者 1,900 万円)以上	—	不均一課税	固定資産税	3 年間
県の承認及び国の確認を受けた地域経済牽引事業者 建物、土地、構築物の取得額1億円超(農林漁業関連業種は 5,000 万円超) (土地については取得後1年以内に当該建物の建設に着手すること)		課税免除	固定資産税	3 年間
認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従って、特定業務施設を新設又は増設した認定事業者(移転型) 特定業務施設の用に供する減価償却資産の取得価額の合計額が 3,800 万円(中小事業者 1,900 万		課税免除	固定資産税	3 年間

円)以上				
町の認定を受けた先端設備等導入計画に従って 行う事業(資本金1億円以下の中小企業者等) 当該認定以降に新たに取得した労働生産性の向 上に必要な生産、販売活動等の用に直接供される 償却資産 ※設備の種類によって要件が異なりま す。		課税免除	固定資産税	3年間